問 10 請負契約書はなぜ必要か

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の15項目を満たしていなければなりません。(建設業法 第19条参照)

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、そ の内容
- ⑤請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に 対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担 及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は 工事内容の変更

- ⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機 械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に 関する定め
- ⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための 検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ③工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に 適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又 は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締 結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合に おける遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑤契約に関する紛争の解決方法

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

①分別解体の方法 ②解体工事に要する費用 ③再資源化するための施設の名称及び所在地 ④再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

 ①
 請負契約書

 ②
 注文書·請書
 +
 基本契約書

 ③
 注文書·請書
 +
 基本契約約款